

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

西宮市上下水道局

1 業務の概要

(1) 業務名

西宮市水道事業検針・収納等業務

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 業務内容

検針業務、収納・窓口業務、清算業務、滞納整理業務、電話受付センター業務、夜間休日等受付業務の6業務。

ア 検針業務 局の指定する水道メーターを検針し、使用水量を計量する業務

イ 収納・窓口業務 料金等の収納及び窓口対応を行う業務

ウ 清算業務 使用開始中止にともなう端末処理・指針確認等を行う業務

エ 滞納整理業務 未納者に対する給水停止執行を含む督促・催告を行う業務

オ 電話受付センター業務 各種問い合わせの電話対応等を行う業務

カ 夜間休日等受付業務 時間外の料金等の収納及び窓口対応を行う業務

(4) 委託提示額

2,133,834千円（消費税及び地方消費税を含まない。）を限度額とする。

提案見積書及び内訳明細書に記載する提案見積金額は、本業務に要する5年間の総額（消費税及び地方消費税を含まない。）を1年毎にして積算して提出すること。

(5) 業務所管課

〒662-0918 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎7階

西宮市上下水道局 上下水道総括室業務課管理チーム

電話：0798-32-2214

FAX：0798-32-6411

E-mail：w_gyoumu@nishi.or.jp

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

本プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 参加申込書（様式第6号）

イ 会社概要及び財務状況

ウ 業務実績

エ 受託実績を証明するもの（契約書の写し等）

オ 本業務に配置する者が給水装置工事主任技術者であることを証明するもの

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月23日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

西宮市の休日を定める条例（西宮市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 提出場所

上下水道総括室業務課管理チーム

ウ 提出方法

持参または郵送

郵送の場合は、事前に業務課まで連絡したうえで「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を超えた場合は不参加扱いとする。

(3) 参加申込の資格要件

本プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件のいずれも満たさなければならない。

ア 令和6年度西宮市上下水道局競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 西宮市上下水道局指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれも該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 共同事業体による参加者でないこと。

カ 過去5年間（平成31年4月以降）における水道事業体が発注した給水戸数10万戸以上の検針業務、収納・窓口業務、清算業務、滞納整理業務すべての受託実績を有すること。（共同事業体での実績は認めない。）

キ 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を保有しており、その者を本業務に配置できること。

3 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者を選定するための評価基準及び配点

西宮市水道事業検針・収納等業務評価基準のとおり。

(2) 企画提案者の選定及び提案依頼に関する事項

西宮市上下水道局業務委託プロポーザル方式業者選定実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、西宮市上下水道局プロポーザル対象業務業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て企画提案者を選定する。

選定された企画提案者に対しては、選定通知兼提案依頼書（様式第7号）を送付し、企画提案者として選定された旨の通知と企画提案書の提出依頼をする。

(3) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、企画提案者として選定されなかった者に対しては、企画提案者の選定等について（様式第8号）により、非選定理由を通知する。

4 企画提案書の作成に関する事項

企画提案者として選定された者は、以下のとおり企画提案を行う。

(1) 企画提案書の作成様式及び提出部数

ア 作成様式

次の書類をフラットファイルに綴じて提出すること。

(ア) 企画提案書提出届（正1部に添付。）

(イ) 業務価格に関する提案見積書（正1部に添付。）

(ウ) 業務ごとの提案書

イ 提出部数

正1部副7部（副7部はPDF形式のデータによる提出とする。）

(2) 記載上の留意事項

ア 企画提案書に記載する数値は直近のものとし、いつ時点の数値であるかを明確にすること。

イ 企画提案書は、ロゴマークの使用も含めて、会社名がわかるような記述をしないこと。

(3) 企画提案書の作成等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）午後5時まで

イ 質問方法

所定の質問・回答書に内容を簡潔にまとめて記載し、業務課までファイル形式を変更せずに添付ファイルとして、メール送信すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。メール送信後、業務課に電話し、受信確認を必ず行うこと。

ウ 回答期限

令和6年9月20日（金）午後5時までに回答する。

エ 回答方法

質問者名を伏せて、すべての企画提案者に対し、すべての質問への回答をメール送信する。回答期限を過ぎても回答がない場合、業務課に問い合わせること。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和6年9月20日（金）から令和6年10月4日（金）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

休日を除く。

イ 提出場所

上下水道総括室業務課管理チーム

ウ 提出方法

持参または郵送（電子データについては、CD等の媒体に保存して提出すること。）

郵送の場合は、事前に業務課まで連絡したうえで「一般書留」または「簡易書留」

のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を超えた場合は不参加扱いとする。

なお、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届を提出すること。

(5) 提案のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の提出後、企画提案者はプレゼンテーションを行い、提案の説明を行う。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思がないものとみなす。

ア 実施日時及び場所

日時及び場所を書面により、業務課から通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは20分以内で実施する。

ウ プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションの内容は企画提案書記載事項のみとし、記載されていない事項の発表は認めないものとする。

エ プレゼンテーションの参加者

プレゼンテーションの参加者は提案内容を熟知している3名までとし、参加者の役職及び氏名を企画提案書提出時に届け出ること。なお、本業務に配置予定の総括責任者が対応すること。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準及び配点

西宮市水道事業検針・収納等業務評価基準のとおり。

(7) 採用する企画提案書の特定に関する事項

要綱第14条に基づき、審査委員会の審査を経て採用する企画提案書を特定する。

採用された企画提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対しては、採用する企画提案書として特定された旨を書面により通知する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。

5 特定者に関する事項

所管課と特定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を契約管理課に依頼し、特定者と随意契約により契約を締結する。

6 本提案募集要項についての問い合わせ先

〒662-0918 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎7階

西宮市上下水道局 上下水道総括室業務課管理チーム

電話：0798-32-2214

FAX：0798-32-6411

E-mail：w_gyoumu@nishi.or.jp

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、参加申込者及び企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案者、参加申込書及び企画提案書が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出方法、提出先、提出期限、作成形式等が実施要領又は提案募集要項に適合していないとき
 - イ 企画提案書の提出期限後に業務価格に関する提案見積書の金額を訂正したとき
 - ウ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をしたとき
 - エ プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件の規定に抵触することが明らかになったとき
 - オ プレゼンテーションに出席しなかったとき
 - カ 次のいずれかの行為を行ったとき
 - ①本プロポーザルの審査委員に対して、直接又は間接を問わずに故意に接触を求めること
 - ②他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③企画提案書の特定終了までに、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示すること
 - キ その他企画提案書の特定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったと認められるとき
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、原則、提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加申込書及び企画提案書に記載した配置予定業務従事者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

以 上